

第 2 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 7 年 5 月 9 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和7年度 第2回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年5月9日（金） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 （12名）

1 番 2 番

3 番 4 番

5 番 6 番

7 番 8 番

9 番 11 番

12 番 13 番

4 欠席委員 （1名）

10 番

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 8号 非農地証明申請について

議案第 9号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第10号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

主 幹

主 任

7 議事録署名委員 2 番

3 番

8 会議の概要

事務局	修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数ですが、委員13名中12名で、欠席委員は10番であります。 それでは、ただいまより第2回総会を開催させていただきます。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いします。
会長	【挨拶】

事務局		<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後の進行につきましては、会長のほうよりよろしく願いいたします。</p>
議長	事務局	<p>それでは、事務局より会務報告をいたします。</p> <p>【会務報告の資料を基に説明】</p> <p>会務報告ですので、ご了承方よりお願いいたします。</p>
議長	委員一同	<p>次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議ないようですので、私から指名いたします。</p> <p>2番、3番を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。</p> <p>どうかよろしくお願いをいたします。</p>
議長	事務局	<p>それでは、最初に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の2ページをお願いします。</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>第18条第6項</p> <p>【受付番号4番から9番を議案書を基に説明】</p>
議長	委員	<p>ただいま説明が終わりましたがけれども、何かご質問等ございましたらご発言願います。委員、どうぞ。</p> <p>5番のところですがけれども、〇〇〇〇と〇〇〇〇ですか。</p> <p>耕作不便で解約ということで、本人によれば、誰か借りてくれる人がいないかということで、私のほうにも話がありました。</p> <p>契約期間はまだ残っているが、解約するのは自由なのですか。</p>
事務局	議長	<p>自由です。お互いに納得していれば自由です。</p> <p>ほかには何かございますか。よろしいですか。</p>
委員一同	議長	<p>(「なし」の声)</p> <p>ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	議長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように承認します。</p>
議長	事務局	<p>次に、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の5ページをお願いします。</p> <p>議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p>

議 長	<p>農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。</p> <p>6ページを御覧ください。</p>
委 員	<p>第3条</p> <p>【受付番号13番から24番を議案書を基に説明】</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より補足があればご発言いただきたいと思います。</p> <p>まず、1番の委員、どうですか。</p> <p>私と委員とで見てきましたけれども、特に問題になるようなところはありませんでした。</p>
議 委 員 長	<p>それから、もうお一方、委員、どうですか。</p> <p>6番ですけれども、委員と同じく、支障はなしと見てきました。</p> <p>ご苦労さまです。</p> <p>それから、7番の委員はどうですか。</p>
委 員	<p>7番ですけれども、14番、それから19番、20番、これ利用権設定からの変更とかで、昨年度耕作した痕跡がありましたので、全然問題ないと思います。</p>
議 委 員 長	<p>それから、8番の委員、どうですか。</p> <p>8番です。</p> <p>受付番号15番、16番でございますが、〇〇〇の地域の田んぼでございます。これは〇〇〇〇さんが耕作しておりまして、支障ございません。</p> <p>受付番号22番でございますが、事務局の説明どおりに新規就農者であって、利用権からの切り替えなので支障ございません。</p> <p>23番は、〇〇さんですけれども、すぐ近くに家がありまして、桃をやっております。支障はございません。</p> <p>ご苦労さまでした。</p> <p>ほかの委員より、何かご質問があればご発言願います。ございませんか。</p>
事 務 局	<p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案の10ページを御覧ください。</p> <p>議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。</p> <p>11ページをお開きください。</p>

議 長	<p>第 5 条</p> <p>【受付番号 2 番から 9 番を議案書を基に説明】</p>
委 員	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。まず、委員はどうですか。</p> <p>2 番、3 番、4 番については事務局の説明のとおりで住宅地、いわゆる商業地に挟まれた部分で、一切支障はないと思いました。</p>
議 長	<p>あとは、7 番のところの資材の一時転用ですけれども、これも工事のためにやられるというようなことで、特に問題はありませんでした。</p> <p>以上です。</p>
委 員	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>次に、委員はどうですか。</p> <p>4 番と 7 番ですが、いずれも支障なしと見てきました。</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>ご苦労さまです。</p> <p>それから、もうお一方、委員どうですか。</p>
委 員	<p>5 番の〇〇〇〇ですけれども、実家の隣に建てるとのこと。今現在は農業用ハウスがありましたが、道路に接していましたから大丈夫だと。</p>
議 長	<p>それでは、委員、何か補足があればご発言願います。</p>
委 員	<p>受付番号 6 番でございますが、太陽光パネルの設置ということで、支障ございませんでした。</p>
議 長	<p>8 番については、今基盤整備、事務局から説明がありましたが、基盤整備に必要な事務所、仮設事務所でございますので支障はございません。</p>
委 員 一 同	<p>9 番でございますが、これはあれですね、〇〇〇〇の倉庫を建てるための一時転用の建設という現場の一時転用でございますので、支障ございませんでした。</p>
議 長	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。</p>
議 長	<p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように決定します。</p>
議 事 務 局	<p>次に、議案第 8 号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>1 4 ページをお開きください。</p> <p>議案第 8 号 非農地証明申請について。</p> <p>非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。</p> <p>1 5 ページをお開きください。</p> <p>非農地証明申請</p> <p>【受付番号 1 番を議案書を基に説明】</p>

議 長	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ここで現地確認に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。委員、どうですか。
委 員	事務局の言うとおりの、妥当だと思いました。
議 長	ご苦労さまでした。
	それでは、この件に関しまして、ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	16 ページを御覧ください。
	議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について。
	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。
	農地別内訳ですが、以下のとおりとなっております。
	17 ページをお開きください。
	農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見
	【受付番号 16 番をから 35 番を議案書を基に説明】
議 長	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、何かご質問等ございましたらご発言願います。17 番からです。
事 務 局	事務局、ちょっと教えてくれる。30 番のこの契約の賃料について。
	そうですね、安いなと思います。
	しかし、所有者も土地の管理を業者に依頼すると経費がかかるため、それよりも耕作してもらった方が良いと思い、この金額で契約していると聞いております。
議 長	この場所は何を作付けするのか。
事 務 局	ソバです。隣接地、近隣でも〇〇〇はやっていますので、その続きでやるということ聞いています。
議 長	何かほかにお聞きになりたい点があれば。委員どうぞ。
委 員	この表の見方として、権利種別、機構法賃貸借ってなれば、機構が中に入っているという契約でよいのか。
事 務 局	そうですね。この集積と促進計画が全部、ちょっと中間で隠れていますけれども、全部中間が間に入っていることです。
委 員	入っていること、今回から中間管理事業の契約になるのか。
事 務 局	もう、4 月からです。
委 員	3 月までは利用権を利用できていたが、4 月以降は契約できないのか。
事 務 局	3 月総会までは利用権を利用できていたが、4 月からは農地法第 3 条と中間管理事業のみです。

委 員	4 月からこういうふうに変わった。
事 務 局	そうです。そこからもう全部中間で。
委 員	分かりました。お互いに、中間がみんな入っているということですね。
事 務 局	そうですね。なおかつ、今のところ所有者は全員相続している事が原則です。
委 員	全員相続している人だけですか。
事 務 局	今、基本的には。相続していない場合は、全員から同意書と、実印と、戸籍謄本、除籍謄本等の書類が必要です。
委 員	その人が相続人だっている証明をしなきゃいけない。
事 務 局	原則はやはり全員の同意。法定相続人の同意をもらえない、所有者が不明の場合は所有者不明制度を利用することになります。
委 員	法律変えてもらわなければならない。
事 務 局	利用権が使いたいと、来る人は言いますね。
委 員	それ、中間を使えない。
事 務 局	3 条も同じです。
議 長	ほかには何か、お聞きになりたい点ございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第 1 0 号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	2 4 ページを御覧ください。 議案第 1 0 号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について。 農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。
議 長	鹿角市農業振興地域整備計画（案）について 【受付番号 1 番から 3 番を議案書を基に説明】 ただいま説明が終わりましたがけれども、何かご質問等ございましたらご発言願います。
委 員	今事務局が話したように、全く問題のないところなので、許可をして間違いないと思います。
議 長	委員からそういう意見です。皆さんよろしいですか。
委 員 一 同	(「はい」の声)
議 長	それでは、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。 以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。